

粉じん障害防止総合対策推進強化月間

実施期間 令和6年9月1日～9月30日

別添

趣旨

粉じん障害の防止については、昭和56年以降、9次にわたって総合対策に取り組みましたが、兵庫労働局管内におけるじん肺新規有所見者数は、大幅な減少は認められるものの依然として毎年発生しています。

当局では、昨年6月に「**兵庫労働局第10次粉じん障害防止総合対策5か年計画**」（令和5年度から令和9年度）を策定し、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」を示すとともに、**毎年9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、より一層の対策の徹底を推進**しています。

重点事項

- ◆ 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底
- ◆ ずい道等建設工事における粉じん対策
- ◆ じん肺健康診断の着実な実施
- ◆ 離職後の健康管理の推進
- ◆ アーク溶接作業、金属等の研磨作業に係る粉じん対策

『粉じん障害防止対策に関する意識高揚と自主的な粉じん障害防止対策のとりくみを！』

1 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底

- ◆呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底、及び保守管理の推進
- ◆粉じん保護具着用管理責任者の選任と職務の励行
- ◆電動ファン付き呼吸用保護具の使用の推進
- ◆作業環境測定の結果が第三管理区分の作業場所に対する措置の強化への取組

2 ずい道等建設工事における粉じん対策

- ◆「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策の徹底
- ◆元方事業者は、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等の実施